

税制改正のお知らせ

平成19年度から市県民税が変わります

市役所など地方公共団体が市民に身近な行政サービスをより効率的に行えるよう、地方分権の一環として、所得税から市県民税へ約3兆円の税源移譲(国の税収を減らし、地方の税収を増やす)が行われます。

この税源移譲にあたり、地方税である市県民税所得割の税率が一律10%に改正され、あわせて所得税の税率も見直され、税率構造が全面的に改められます。

税率が変わります

市県民税の税率は一律10%に、所得税の税率は5%から40%までの6段階になります

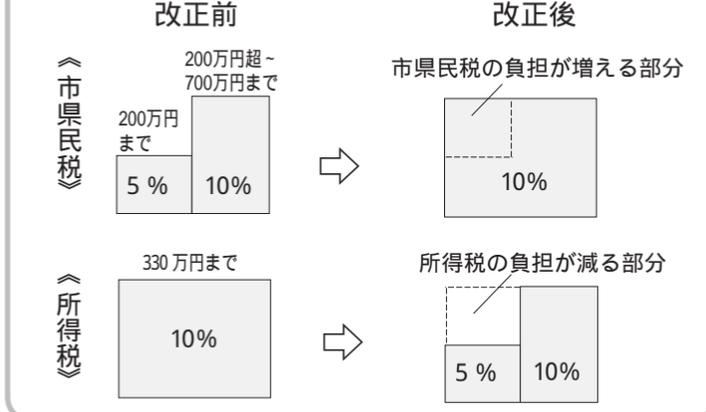
市県民税は、納税者が均等の額を負担する「均等割」(市民税3000円、県民税1800円)と、その人の所得に応じて負担する「所得割」の2種類があります。平成18年度までは、所得に応じて3段階の累進税率(5%・10%・13%)でしたが、19年度から一律10%の税率(市民税6%・県民税4%)に統一されます。これにともない、所得税の税率は、現行の4段階の累進税率(10%・20%・30%・37%)が、19年分から6段階の累進税率(5%・10%・20%・23%・33%・40%)に改正されます。下表参照

Table with 4 columns: Section (市県民税, 所得税), Category (課税所得金額), Old Rate (改正前), New Rate (改正後). It shows the transition from a multi-tiered rate system to a flat 10% rate for both municipal/city resident tax and income tax.

《問合せ先》 市民税グループ(0798・35・3267) 西宮市ホームページ(アドレスはページ下参照)でも税制改正の説明がご覧になれます

税率改正で負担は増える?減る?

問い 課税所得金額が300万円のAさんの場合は、税負担は変わらないのでしょうか? 答え Aさんの場合、これまで市県民税が200万円までは5%、200万円を超える100万円は10%の税率でしたが、一律10%の税率になるため、市県民税の負担は増えます。しかし、所得税の最低税率が10%から5%へ引き下げられるため、所得税の負担は減ります。このため税源移譲による所得税と市県民税を合わせた負担は変わりません。



市県民税と所得税の増減額(年額)をモデルケースで見ると...

- ▷いずれも一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています
▷実際の負担増減額には、定率減税の廃止等による負担増がありますのでご注意ください
▷下表の市県民税は「所得割」の額で、このほかに均等割(4800円。県民緑税を含む)が課税されます

Table for single individuals showing tax amounts before and after the reform for income levels of 200k, 500k, and 700k. It shows that the total tax burden remains unchanged due to source shifting.

Table for couples and children, showing that the total tax burden also remains unchanged after the reform for various income levels.

子ども1人は特定扶養親族(16歳以上22歳以下の扶養親族)に該当するものとして計算しています

税負担は変わりません 税源移譲によって、市県民税と所得税を合わせた税負担は変わりません。市県民税は、最低税率が5%から10%に引き上げとなり、最高税率が13%から10%に引き下げとなります。また、所得税は、最低税率を10%から5%に引き下げ、最高税率は37%から40%に引き上げとなります。この税率変更により、多くの納税者の市県民税は増額となりますが、その分、所得税は減額されます。税源移譲は、国の所得税から地方の市県民税へ税源を移すことにより、市県民税と所得税では、人的控除の額に差があるため、税率を調整するだけでは税負担が増える場合があります。こうした負担増をなくするため、市県民税所得割と所得税との差を調整する「調整控除」が導入されます。

Table detailing the adjustment allowance (調整控除額) for different income levels, showing how it offsets the increase in municipal/city resident tax.

市県民税・所得税の増減時期

税源移譲による市県民税と所得税の増減時期は、ほとんどの人が下表のとおりになります。

Table showing the timing of tax changes for different types of income (給与所得者, 年金所得者, 事業所得者等).

定率減税が廃止されます

税源移譲による税負担の増減はありませんが、定率減税廃止により負担増が生じます。平成18年度の市県民税は所得割額の7.5%相当額(上限2万円)が減額されていますが、この定率減税が19年度(6月徴収分)から廃止になります。これにより、市県民税で最大2万円の負担増となります。また、所得税も平成18年分は税額の10%(上限12万5000円)が減額されていましたが、19年分から廃止されています。

市県民税の老年者非課税措置の廃止にともなう経過措置について

65歳以上の市県民税の非課税措置が廃止されたことにより、平成17年1月1日に65歳に達していた人(昭和15年1月2日以前生まれの人)には、18年度から次の経過措置がとられています。前年の合計所得金額が125万円以下の人、18年度は年税額の3分の2が減額されましたが、19年度は3分の1が減額となります(表1参照)。市県民税均等割のうち、県民緑税800円は減額の対象にはなりません。また、前年の合計所得金額が125万円を超えて58万円以下の人、18年度は所得割額の3分の1が減免されましたが、19年度は6分の1が減免となります(表2参照)。なお、いずれも20年度から全額課税となります。

Table 1: Summary of tax measures for those with total income below 125 million yen.

Table 2: Summary of tax measures for those with total income exceeding 125 million yen.